

今治市ふるさと魅力再発見の旅事業募集及び取扱要領を別紙のとおり定める。

令和2年 7月21日

令和2年 9月 1日改正

令和2年10月19日改正

公益社団法人今治地方観光協会長 西原 透

今治市ふるさと魅力再発見の旅事業募集及び取扱要領

この要領は、今治市内の旅行業者が今治市内に住所を有する者（在留外国人を含む。以下「市民」という。）に対し、今治市内旅行商品の販売をするに当たり、その旅行代金を割り引いた場合に、予算の範囲内において、当該割引に要する財源及び事務手数料を支払うことにより、市民による今治市内観光を促進し、今治の魅力再発見の機会を提供すると共に新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、急激に落ち込んだ観光需要を回復させることを目的とし、本事業への参画及び取扱いについて必要な事項を定めるものである。

1 事業の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名 称 | 今治市ふるさと魅力再発見の旅事業 |
| (2) 実施主体 | 公益社団法人今治地方観光協会（事務局） |
| (3) 実施内容 | 参加旅行事業者による市民限定の市内限定観光旅行商品造成及び販売 |
| (4) 対象地域 | 今治市内 |
| (5) 対象者 | 今治市民 |
| (6) 割引額 | 1商品あたり1/2以内（上限10,000円（税抜）） |
| (7) 取扱旅行商品 | ・「宿泊・食事・交通・アクティビティ（体験）」から2つ以上を組み合わせた今治市内を巡る旅企画
・日帰りまたは1泊2日
・1事業者につき取扱旅行商品の上限はしない |
| (8) 旅行期間 | 令和2年8月1日～令和3年1月31日
（1月31日に催行を開始する旅行商品を含む。）
＜予約期間＞ 令和2年7月27日～令和3年1月31日 |
| (9) 参加旅行事業者 | ＜参加条件＞ 「2 参加旅行事業者資格」に該当する者
＜申込方法＞ 「4 参加申請について」に記載する必要書類の提出
＜申込期間＞ 令和2年7月21日～令和2年7月22日 |
| (10) 利用条件 | ・参加者半数以上が今治市民であれば可
・予算に達した場合は期間内であっても割引価格の受付を終了する。
・利用回数の制限なし
・利用申込時の住所疎明資料（運転免許証等）の提示不要
・消費税、入湯税、キャンセル料、追加飲食代等は割引対象外 |

※社会情勢等により利用条件等が変更する場合があります。変更する場合は、事務局から参加旅行事業者へ周知します。

2 参加旅行事業者資格

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けた旅行者で、今治市内に本店又は支店などの営業所（以下、「市内営業所」という。）を有すること。
- (2) 市民のみへの旅行商品等の造成及び販売が可能であること。
- (3) 令和2年7月21日時点で市内営業所において開業していること。
- (4) 令和2年8月1日～令和3年1月31日に係る旅行商品の販売を行うこと。
- (5) 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会、全国旅行業協会作成）に留意して対応すること。

3 参加旅行事業者の責務等

- (1) 取扱要領を遵守してください。
- (2) 旅行商品を販売するときは、利用者に購入した市内営業所でのみ対応が可能であることを必ず伝えてください。
- (3) 参加旅行事業者であることが明確になるよう、事務局が配付する幟等を利用者が分かりやすい場所に提示・設置してください。
- (4) 旅行商品販売実績の交換及び売買は行なわないでください。
- (5) 期間途中で参加旅行事業者を脱退せず、旅行商品の取扱期間中は継続してください。

4 参加申請について

(1) 申込方法

本募集及び取扱要領に同意のうえ、公式ホームページより今治市ふるさと魅力再発見の旅事業参加申請書（様式第1号）をダウンロードし、必要事項を記載し、以下添付書類を添えて申し込んでください。

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 旅行者登録簿の写し
- ③ 商品企画

(2) 申込み先

公益社団法人今治地方観光協会（事務局）
〒794-0013 今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3F
TEL (0898)22-0909 FAX (0898)22-0929
URL <http://www.oideya.gr.jp/yelltabi/>

(3) 申込期間

令和2年7月21日～令和2年7月22日

(4) 申込み後の審査・登録

事務局の審査を経て、採用された場合は、参加旅行事業者として登録を行います。登録後、事務局より今治市ふるさと魅力再発見の旅事業参加決定通知書兼参加旅行事業者登録番号通知書（様式第3号）及び幟等を送付します。

5 支払いについて

(1) 事務手数料

今治市ふるさと魅力再発見の旅事業事務手数料請求書（様式第4号）に参加旅行事業者登録番号等の必要事項を記載し、事務局に提出してください。受領後、約2週間以内に事務手数料100,000円を支払います。

(2) 取扱手数料

参加旅行事業者から請求のあったときは、内容を審査し必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは取扱手数料を確定し支払います。（1商品あたり1/2：上限10,000円）

今治市ふるさと魅力再発見の旅事業取扱手数料請求書（様式第5号）に必要事項を記載し、今治市ふるさと魅力再発見の旅事業実績報告書（様式第6号）及び商品販売証明書（商品販売に係った異動明細書若しくは領収書コピー等）を事務局に提出してください。受領後、下記、支払サイクルにより取扱手数料を支払います。

※異動明細書は、金融機関に振り込まれた金額が月単位で記録されているものです。

1口座1件、発行手数料(550円)がかかります。(手数料は各自負担でお願いします。)

支払サイクル

1ヶ月毎（6回）

8月分（8月末日締切分）	令和2年 9月20日支払
9月分（9月末日締切分）	令和2年10月20日支払
10月分（10月末日締切分）	令和2年11月20日支払
11月分（11月末日締切分）	令和2年12月21日支払
12月分（12月末日締切分）	令和3年 1月20日支払
1月分（1月末日締切分）	令和3年 2月22日支払

(3) 支払方法

参加旅行事業者が指定する口座に振込みます。なお、振込にかかる手数料は事務局が負担します。

6 旅行商品の変更

事業実施期間中に、旅行商品を変更することができます。今治市ふるさと魅力再発見の旅事業旅行商品変更申請書（様式第7号）を提出してください。事務局で審査を行い、変更を承認した場合は、今治市ふるさと魅力再発見の旅事業旅行商品変更承認通知書（様式第8号）により通知します。

7 参加旅行事業者の解除

次のような事由が生じた場合は、登録の解除及び協力金等の支払を行わず、すでに支払していた場合には返還を請求する場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

- (1) 申請又は請求について虚偽申請又は請求を行い、又は、行おうとした場合。
- (2) 暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に請求した場合。
- (3) 暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「2 参加旅行事業者資格」の欠落条項に該当することとなった場合。
- (4) 本募集及び取扱要領に反した場合。

8 その他留意事項について

- (1) 参加旅行事業者情報（店舗名称、所在地、業種等）は、市民が利用できる事業者として、事務局のホームページ等で広報を行います。
- (2) この取扱要領に記載されていない事項は、事務局へ問い合わせてください。

9 要領改廃について

この要領を改廃する場合は、会長の承認を得て行うものとします。

(様式第1号)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

名称

代表者職氏名

印

(旅行業登録番号：

)

今治市ふるさと魅力再発見の旅事業参加申請書

標記について、下記のとおり、参加申請します。

記

1 参加資格対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けた旅行者であり、以下に該当する。(該当に○付け)

①	今治市内に本店又は支店などの営業所を有する第1種旅行者	
②	今治市内に本店又は支店などの営業所を有する第2種旅行者	
③	今治市内に本店又は支店などの営業所を有する第3種旅行者	
④	今治市内に本店又は支店などの営業所を有する地域限定旅行者	

2 添付書類

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 旅行者登録簿の写し
- (3) 商品企画

担当者所属部署	
担当者氏名	
メールアドレス	
電話・FAX番号	TEL: FAX:

(様式第2号)

誓 約 書

私は、今治市ふるさと魅力再発見の旅事業を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 要領第2項の参加資格に係る要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、速やかに取扱手数料及び事務手数料を返還します。
- 2 事務局からの検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 旅行業者名の公表に応じます。
- 4 取扱手数料及び事務手数料における請求申請等に係る帳簿及び証拠書類は、取扱手数料及び事務手数料支払の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し、事務局からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出します。
- 5 国及び今治市が本事業の実施状況、経理状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 6 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(日本旅行業協会、全国旅行業協会作成)に留意して対応します。
- 7 今治市ふるさと魅力再発見の旅事業事務取扱要領に同意のうえ、事務局が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 8 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

名称

代表者職氏名

印

(様式第3号)

令和 年 月 日

御中

所在地 今治市片原町一丁目 100 番地 3
名称 公益社団法人今治地方観光協会
代表者職氏名 会 長 西 原 透 印

**今治市ふるさと魅力再発見の旅事業参加決定通知書
兼参加旅行事業者登録番号通知書**

令和2年7月 日付けで申込のあった今治市ふるさと魅力再発見の旅事業商品企画について、全て採用しましたのでお知らせします。また、下記のとおり、参加旅行事業者登録番号をお知らせします。

記

参加旅行事業者登録番号

(様式第4号)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会

会長 西原 透 様

所在地

名称

代表者職氏名

印

(旅行業登録番号：

)

今治市ふるさと魅力再発見の旅事業事務手数料請求書

標記について、今治市ふるさと魅力再発見の旅事業取扱要領第5項の規定に基づき、事務手数料を請求します。

記

請求額 100,000円

参加旅行事業者登録番号		
振込先口座	金融機関名	
	支店名	
	普通・当座	
	口座名義	
	口座番号	

(様式第5号)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会

会長 西原 透 様

所在地

名称

代表者職氏名

(旅行業登録番号 :

印

)

今治市ふるさと魅力再発見の旅事業取扱手数料請求書

当店で購入された「ふるさと魅力再発見の旅」における旅行商品の取扱手数料の実績報告書及び商品販売証明書を添えて、下記のとおり請求いたします。

記

請求額

円

販売期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※詳細は、実績報告書(様式第6号)・商品販売証明書のとおり

参加旅行事業者登録番号		
振込先口座	金融機関名	
	支店名	
	普通・当座	
	口座名義	
	口座番号	

(様式第7号)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会

会長 西原 透 様

所在地

名称

代表者職氏名

印

(旅行業登録番号 :

)

今治市ふるさと魅力再発見の旅事業旅行商品変更申請書

標記について、今治市ふるさと魅力再発見の旅事業取扱要領第6の規定に基づき、旅行商品の
変更を申請します。

記

変更後の商品企画 別紙のとおり

(様式第8号)

令和 年 月 日

御中

所在地 今治市片原町一丁目 100 番地 3
名称 公益社団法人今治地方観光協会
代表者職氏名 会 長 西 原 透 印

今治市ふるさと魅力再発見の旅事業旅行商品変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった今治市ふるさと魅力再発見の旅事業旅行商品変更申請について、審査の結果、変更を承認したので通知します。